

※「学力に関する証明書」申請前に必ずお読みください！

2019年4月以降発行の学力に関する証明書について

「学力に関する証明書」とは本学（旧・大阪外国語大学含む）出身者が各都道府県教育委員会に個人で教員免許状の申請を行うために、大学が発行する証明書を指します。

（注意）教員免許を取得している（授与されている）という証明書ではありません。既に教員免許をお持ちの方は、取得した各都道府県教育委員会に「教員免許状授与証明書」の発行申請を行ってください。本学（大阪外国語大学を含む）を卒業と同時に一括申請にて免許を取得された方は“大阪府教育委員会“に申請してください。

（1） 教育職員免許法施行等改正に伴い、発行が不可となる「学力に関する証明書」

教育職員免許法施行等が改正され、平成31（2019）年4月より適用されました。大阪大学外国語学部は以下の教職課程（免許）の認定を受けています。

中学校一種免許状：国語、中国語、ウルドゥー語、ロシア語、ドイツ語、英語、フランス語
高等学校一種免許状：国語、中国語、朝鮮・韓国語、タイ語、ウルドゥー語、アラビア語、ペルシア語、トルコ語、スワヒリ語、ロシア語、ハンガリー語、デンマーク語、スウェーデン語、ドイツ語、英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語

上記にない免許教科は、改正後の様式による「学力に関する証明書」が発行不可となります。

なお、卒業時に免許取得の要件を満たしていたなど、当時の法令に基づく「学力に関する証明書」が必要な方は、証明書問い合わせ先までご連絡ください。

また、当時課程認定を受けていない教科については当時の法令の様式でも発行は不可です。
（例：高等学校一種免許状 書道）

(2) 中学校社会、高等学校地理歴史、高等学校公民の「学力に関する証明書」について

教育職員免許法施行等改正後、外国語学部は中学校社会、高等学校地理歴史、高等学校公民の課程認定を受けておりません。

よって改正後の様式を外国語学部（証明権者：外国語学部長）にて発行することは不可となります。

平成 19（2007）年度以前入学者に限り、当該教科の証明書がやむを得ず必要な方は申請を行ってください。ただし、大学本部での手続き時間もあるため、本学部に証明書交付願が到着してから発行までに約 3 週間かかりますので、必ず余裕をもって申請してください。

なお、在籍時に当該「教科に関する科目」及び「教科教育法」を未修得の方は、本学部が法令改正後も課程を有する免許教科（たとえば英語など）の「学力に関する証明書」でご申請ください。

(3) 平成元年以前の入学者の方の「学力に関する証明書」

平成元年以前入学者について、当時の法令で教員免許に必要な単位が不足したまま卒業されている場合、以下の「教職に関する科目」について、平成 31 年（2019）年 4 月より適用された法令に基づく証明書において、本学では読み替えを行うことができません。以下の科目を修得されていても新しい様式では 0 単位となります。

【教職に関する科目】

「教育原理」「教育心理学」「青年心理学」「教科教育法（教科名）」「道徳教育の研究」「教育実習」など

改正後の「教科に関する専門的事項」「教育職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目」については、当時の修得した科目より読み替えが可能と認められた場合、その分については読み替えて証明を行います。

なお、平成元年以前入学者で全て要件を満たした上で卒業された方は、当時の法令に基づく「学力に関する証明書」を発行します。